教員資格認定試験規程の一部を改正する省令

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手数料） **第九条**　次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。 <table><tr><td>上欄</td><td>下欄</td></tr><tr><td>一　認定試験を受けようとする者 幼稚園教員資格認定試験</td><td>二万円</td></tr><tr><td>小学校教員資格認定試験</td><td>二万五千円</td></tr><tr><td>高等学校教員資格認定試験</td><td>二万五千円</td></tr><tr><td>特別支援学校教員資格認定試験</td><td>一万五千円</td></tr><tr><td>二　合格証書の書換え又は再交付を申請する者</td><td>五百円</td></tr><tr><td>三　合格証明書の交付を申請する者</td><td>三百円</td></tr></table> 2～4　［略］	（手数料） **第九条**　次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。 <table><tr><td>上欄</td><td>下欄</td></tr><tr><td>一　認定試験を受けようとする者 幼稚園教員資格認定試験</td><td>二万円</td></tr><tr><td>小学校教員資格認定試験</td><td>二万五千円</td></tr><tr><td>高等学校教員資格認定試験</td><td>五千六百円</td></tr><tr><td>特別支援学校教員資格認定試験</td><td>一万五千円</td></tr><tr><td>二　合格証書の書換え又は再交付を申請する者</td><td>五百円</td></tr><tr><td>三　合格証明書の交付を申請する者</td><td>三百円</td></tr></table> 2～4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。